

京都市告示第379号

西京極総合運動公園プール施設の指定管理者であるアクアリーナ・西院スポーツネットワークの代表者である美津濃株式会社から、京都市西京極総合運動公園条例第4条の規定に基づき、同施設内のメインプール及び飛び込みプールを供用しない日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成27年9月28日

京都市長 門川大作

平成27年10月1日（木）から同月30日（金）までを、メインプール及び飛び込みプールを供用しない日に加える。

（理由）

メインプール及び飛び込みプールからアイススケートリンクへの転換工事等を行うため

（文化市民局市民スポーツ振興室）